

清涼飲料水の成分規格

食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)

第1 食品 D 各条 清涼飲料水

(1)一般規格

検査項目	規格
混濁	混濁したものであってはならない
沈殿物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0ppmを超えるものであってはならない
大腸菌群	陰性でなければならない

(2)-1 個別規格(ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行なわないもの)

検査項目	規格
アンチモン	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
シアノ(シアニオン及び塩化シアノ)	0.01mg/L 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下
ホウ素	5mg/L 以下
腸球菌※	陰性
緑膿菌※	陰性

*容器包装内の二酸化炭素圧力が20°Cで98kPa未満であるもの。

(2)-2 個別規格(ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの)

検査項目	規格
アンチモン	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
クロロホルム	0.06mg/L 以下
残留塩素	3mg/L 以下
シアノ(シアニオン及び塩化シアノ)	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン*	シス体とトランス体の 和として0.04mg/L 以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
臭素酸	0.01mg/L 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下
プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
プロモホルム	0.09mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
ホウ素	5mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
有機物等(全有機炭素)	3mg/L 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

(2)-3 個別規格(ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水)

検査項目	規格
ヒ素	検出するものであってはならない
鉛	検出するものであってはならない
パツリソニン※	0.050ppmを超えるものであってはならない

*りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの。